

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 35 号	御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	1
議案第 36 号	御殿場市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	3
議案第 37 号	御殿場市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	5
議案第 38 号	防災行政無線施設（簡易型戸別受信機）の取得について	6
議案第 39 号	板妻南工業団地開発第 4 期事業地内の用地処分について	7
議案第 40 号	御殿場市立図書館及び御殿場市富士山市民のサロンの指定管理者の指定について	8
同意第 3 号	御殿場市教育委員会教育長の任命について	9

議案第 35 号

御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 24 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

御殿場市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年御殿場市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 100 円」を「9, 700 円」に改め、同号ただし書中「1 万 4, 200 円」を「1 万 4, 500 円」に改め、同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「217 円」を「100 円」に、「333 円」を「383 円」を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円」に改め、同条第 4 項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12, 500 円」を「12, 900 円」に、「13, 350 円」を「13, 700 円」に、「14, 200 円」を「14, 500 円」に、「10, 800 円」を「11, 300 円」に、「11, 650 円」を「12, 100 円」に、「12, 500 円」を「12, 900 円」に、「9, 100 円」を「9, 700 円」に、「9, 950 円」を「10, 500 円」に、「10, 800 円」を「11, 300 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の御殿場市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた御殿場市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号イに規定する障害補償年金及び同条第 6 号

イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 36 号

御殿場市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 24 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年御殿場市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表中「30 年以上」の次に「31 年未満」を加え、同表に次のように加える。

31 年以上 32 年未満	999,000	929,000	869,000	829,000	754,000	709,000
32 年以上 33 年未満	1,019,000	949,000	889,000	849,000	774,000	729,000
33 年以上 34 年未満	1,039,000	969,000	909,000	869,000	794,000	749,000
34 年以上 35 年未満	1,059,000	989,000	929,000	889,000	814,000	769,000
35 年以上	1,079,000	1,009,000	949,000	909,000	834,000	789,000

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の御殿場市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、適

用日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 37 号

御殿場市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
制定について

御殿場市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 24 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年御殿場市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条の 3 第 2 号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」に改める。

第 11 条の 2 第 3 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「午前 5 時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 17 条中「、第 5 条の 3、第 6 条の 2」を削る。

附 則

この条例中第 5 条及び第 5 条の 3 の改正規定は令和 8 年 4 月 1 日から、第 11 条の 2 及び第 17 条の改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第38号

防災行政無線施設（簡易型戸別受信機）の取得について

防災行政無線施設（簡易型戸別受信機）について、次のとおり取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年御殿場市条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月24日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

- | | |
|----------|---|
| 1 取得物件 | 防災行政無線施設（簡易型戸別受信機） |
| 2 取得の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 3 取得金額 | 31,240,000円 |
| 4 契約の相手方 | 静岡県静岡市駿河区西脇994番地1
フィールセーフ株式会社 静岡支店
支店長 久保田 洋美 |

議案第 39 号

板妻南工業団地開発第 4 期事業地内の用地処分について

板妻南工業団地開発第 4 期事業に係る土地を次のとおり処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年御殿場市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 24 日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

1 処分の目的

板妻南工業団地開発第 4 期事業地内の用地を進出企業に処分するため。

2 処分する土地の所在、地目、地積及び金額

所 在：御殿場市神場字大通 2 5 3 6 番地 1、板妻字割石 8 3 0 番 1

地 目：宅地

地 積：7, 5 8 6. 4 7 m²

金 額：1 8 5, 1 0 9, 8 6 8 円

議案第40号

御殿場市立図書館及び御殿場市富士山市民のサロンの指定管理者の指定について

御殿場市立図書館及び御殿場市富士山市民のサロンの指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年御殿場市条例第14号）第5条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月24日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

- 1 施設の名称 御殿場市立図書館
御殿場市富士山市民のサロン
- 2 指定管理者 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 山田 智治
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

同意第 3 号

御殿場市教育委員会教育長の任命について

次の者を御殿場市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和 7 年 3 月 24 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

氏 名 勝亦 重夫

住 所 【略】

生年月日 【略】

